

会議の名称	懲罰特別委員会	開催月日・令和4年9月26日 開会時間・午前・午後1時30分 閉会時間・午前・午後2時06分
出席者	原 一郎 藤川 貴雄 南谷 清司 毛利 廣次 川柳 雅裕 野口 佳宏 花村 隆 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー	議長 南谷 佳寛 副議長 後藤 國弘	
傍聴者	柴田 喜朗 安井 智子 豊島 保夫 堀 隆和 山田 紘治 糟谷 玲子	
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村同課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 栗津明君に対する懲罰について</li> <li>○ その他</li> </ul>	

【開会＝午前 11 時 35 分】

原委員長

ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に傍聴の申し出があれば委員長においてこれを許可したいと思います。また、会議録についても他の委員会と同様に公開いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

本日の審議事項は、栗津明さんに対する懲罰についてであります。改めて、議事の運営について、局長、説明願います。

議会事務局長

それでは本日の議事運営について説明いたします。まず、前回決定していただきました懲罰事犯者である栗津明議員の一身上の弁明を受けていただきます。その後、栗津明議員に懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また、懲罰を科すことを決定された場合、地方自治法第 135 条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて、各委員からご意見を出していただき、討論、採決を行っていただきます。採決につきましては、まず懲罰を科すかどうかについて諮り、懲罰を科すことに決定されれば、引き続き懲罰の種類について諮っていただくこととなります。懲罰の種類について、意見が複数出た場合は懲罰の軽いとされるものから順に採決を行うこととなりますが、いずれの懲罰を科すかを決定するには過半数の議決が必要となります。以上のような運営を行っていただきたいと考えております。また、懲罰特別委員会では先に提出された動議に対して、当該議員に懲罰を行うかどうかを判断いただきたいと思います。よって動議で述べられていることに関しての存否有無や真偽をただすのではなく、それぞれ委員において、一連の協議を通じて得た心証においてルールに基づいて判断していただきたいと思います。重ねてになりますが、あくまで懲罰は重度の秩序違反行為を対象とし、議員に対する制裁を行うものではないことを含め、ご留意いただきたいと思います。以上でございます。

原委員長

今局長から説明のあった通り進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

原委員長

ではそのように取り計らうことといたします。先の協議において、一身上の弁明を求めることを決定しましたので、栗津明さんの弁明を求めてよろしいでしょうか。

<p>原委員長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。栗津明さんからの弁明を求めます。</p>
<p>原委員長</p>	<p>(栗津議員入場)</p> <p>委員長からお願いをしておきます。弁明については提出されています動議に対して行っていただきますようお願いいたします。</p>
<p>栗津議員</p>	<p>皆さんこんにちは。弁明の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。早速ですが説明をさせていただきます。</p> <p>最初に私の考えを述べさせていただきます。私は今までも言っておりますように、真実は一つであるし、嘘偽りはいずれ明らかになるものと信じております。何とか羽島市議会が市民から信頼される議会にならなければいけないと思っております。まず、私に対する懲罰が動議される理由として2つの理由が挙げられています。一つ目は、令和4年9月12日、羽島市議会一般質問における発言の2件に対して、事実根拠のない虚偽の発言と言わざるを得ない。二つ目は翌9月13日、山田議員の一般質問中、議長から再三の注意を受けたにもかかわらず、議場において不規則な発言を繰り返し、議場から退去を命じられたこと。さらに、議事進行に異を唱えたとして、円滑なる議事進行を妨げ、議会の品位を貶めたとして、これらの行為が議事妨害の禁止に違反しているとの理由で懲罰動議を受けました。</p> <p>まず一つ目、事実根拠のない虚偽の発言と言わざるを得ないことに関しては、議事録から消えてしまっているということは、「栗津が案の定失敗した」との部分が消えてしまっていると思っております。少なくとも栗津と言われたことは確信を持っていることであり、私が不思議に思っていることでもあります。テレビ局に誰がリークしたのかということは、私が疑問に思っていることを一般質問の中で述べたことでもあります。これがなぜ虚偽なのですか。私の思っている不思議なことや疑問を私の一般質問の中で用いることに何の問題があるのでしょうか。そのときに、私は議会が何とか正常化するようにならないかと思い、信念で発言したことでございます。その不思議なことや疑問を事実根拠のない虚偽の発言と言われても、根拠や真実を求めている私に理解できることはありません。それでも事実根拠のない発言と言われるなら、百条委員会を設置して、解決いただいてから、懲罰の動議を提出されるのが筋ではないで</p>

しょうか。この動議の取り消しを求めます。よって私は、不思議に思っていること、疑問に思っていることをこの2年間にわたり、真実の究明を追い求めておる最中であることを報告させていただきます。

次に、山田議員の質問中、私の発言について、私なりに議事進行を良好に進めたいという私の思いから発したものです。議会運営委員会の委員でもある私は最初、暫時休憩と発言をいたしました。繰り返されるやりとりを見て、混乱を避けるために再度手を挙げて暫時休憩を求めようと思って議事進行動議を発するつもりでした。しかしながら受け入れられず進行され、その後、真実はどちらがどうかということがわからんということで、私は真相を知るために百条委員会の設置を要求いたしました。次に、山田議員が質問を変えているにもかかわらず、議長が山田議員に質問を変えてくださいと同じような命令を再三再四にわたって出されました。私は質問を変えているじゃないかと発言したら、退場命令でした。私のこの発言は議事進行に関する発言であり、羽島市議会規則57条に規定があるものであって、不規則発言とは考えておらず、暫時休憩の意は汲み取られず、本来、議長は地方議会運営事典という本が事務局にございますが、その運営例によりますと、議会が混乱したときは暫時休憩すべきであると記載してあります。そのように一旦暫時休憩し、議会運営委員会を開催すべきであるにもかかわらず、退場を命じられたことは、議長の議会運営の不手際と言わざるを得ません。これは私のみならず、市民の民意に対しても大変残念なことだと考えております。

以上より、私の行為は地方自治法132条、羽島市議会規則150条及び同規則152条に該当しないものと考えます。また、私が退場を命じられたことについて既に懲罰を受けたものと思っております。また、本来なら次の質問者のときに、本来は戻すべきであるのに解除命令が出されませんでした。長時間にわたる退場命令で私の議員の活動を剥奪されたものと考えております。この退場は懲罰に値するものと考えております。なお、野口佳宏議員及び南谷清司議員は懲罰動議の発議者であるため、委員会の公正、公平を検討するに際して適当ではないと考えておりますので、この2名の議員は採決から外していただくようお願いをいたします。委員の皆様には寛大な措置をお願いするところでございます。最後になりますが、議員は人に言われて行動するのではなく、信念を持って行動することが、市民の負託に応えることであると認識していただくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

原委員長	<p>弁明を終わります。栗津明さんの退出を願います。</p> <p>(栗津議員退出)</p>
原委員長	<p>次に栗津明さんに対し、懲罰事案として懲罰を科すべきかどうか、また、懲罰を科すとすれば、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきかどうかご協議願います。それでは、毛利委員から願います。</p>
毛利委員	<p>今のお話を聞いていて、なかなか懲罰という、市民の負託を受けた方が受ける重要な動議ということなので慎重に考えたいと思いますけど、ちょっと今議事録がないのでちょっとわからないんですけど、一応罰を受けていると言ったら罰を受けているということもありますし、議長より厳重注意、今度やったら動議かけますよというようなニュアンスでやってもらえるのが一番いいんじゃないかなと思うんですけど、と考えます。</p>
原委員長	<p>そうしますと懲罰は。</p>
毛利委員	<p>今日答えを出せと言われると本当に難しいんですけど、もうちょっと本当に議事録なんかを確認しながら精査したいところなんですけど、ちょっと重いかないという気はする。いろんな議会の中継なんかを見ると、ちょっと厳しいかなという気はちょっとしていますので、どちらかというと懲罰までにはならないかなという気はします。</p>
野口委員	<p>公開の議場における陳謝で願います。</p>
花村委員	<p>今回の行為は重度の秩序違反行為には当たらないと思いますので、懲罰は科すべきではないというふうに考えます。</p>
南谷清司委員	<p>これ、協議でその後討論があるんですよ。</p>
原委員長	<p>あります。</p>
南谷清司委員	<p>それでは詳細については大変重い話ですので、討論のときに丁寧に私の意見を述べさせてもらいますが、先ほどの弁明について、ちょっと協議というかコメント出してもいいですか。</p>
原委員長	<p>どうぞ。</p>

南谷清司委員

まず最初、自分が思っていることを話ただけだからいいんじゃないかという、そういう論点が最初にお示しになられたけれど、それはやっぱりおかしいだろうと思います。自分の思っていること何を話してもいいというわけではございませんので、やっぱり自分が思っていることであっても議場で発言をする以上は、一定の責任があるわけですので、その責任というのは裏付け、信憑性ということがございますから、その点で私は思った、疑問に思った、それを喋っただけだということのはちょっと納得しづらいなということが一つです。

その次に議事進行動議を発するつもりだったというコメントがありましたけど、会議規則に議事進行動議の発し方は規定されていますので、その規定に全く従っていない状況でこういうつもりだったと言われてもですね、やはりルールを守った議事進行動議を発しなきゃいけないだろうと、これが二つ目です。

それから三つ目、退場で懲罰を受けたから二重処罰だと、そういう論点がございました。退去は地方自治法で定められている議長持っている措置ですので、措置と懲罰は違いますから、ある意味緊急避難的な措置ですからそこは区別すべきだろうと思います。

最後の発議者は採決から除外すべきというのがありましたけれど、そんな規則はないですし、このままやるべきだろうと思います。

全般としましては、私、懲罰動議の発議者ですので、当然この発議通りの意見を持っております。後ほど賛成討論という形で丁寧にお話をさせていただきたいと思います。

川柳委員

私は前回の委員会でも私の私見を申し上げましたが、懲罰のこの審議、この委員会ですけれども、この委員会で審議するに値しない案件だというふうに私今でも思っています。全く市民に何の利益もなく、この懲罰委員会の解散を早期に求めます。以上です。

藤川委員

懲罰を科すべきかどうかについては、懲罰を科すべきであると、ただいま栗津議員から一身上の弁明がなされましたけれども、その中でなぜ今回、弁明の機会が必要であったかということについては、栗津議員なりの思いがあったんじゃないかというようなこともありますし、我々が、説明責任を果たすという意味において、彼の発言についての論拠、例えば議事録が削除されているとかという発言、それからC B Cテレビに誰がリ

ークしたのかといった発言に対して懲罰を求める理由として挙げているわけで、そのあたりの論拠を示していただけることを期待しておったわけですが、個人的な思いを話したただけとか、あるいは議事録から消えてしまっていると認識しているというようなことで、なぜその認識があったのかという論拠が示されておりませんでした。依然としてそういった発言がなかったことですから、私の思いとしては、彼の発言には論拠がなく、事実根拠がないものであるという判断は変わっておりません。

また、栗津議員の発言中、議事進行動議を、これは山田議員の一般質問に対して不規則発言をしたという懲罰事由に関する弁明でありましたが、私なりに議事進行を良好に進めたいという思いで議事進行動議を発するつもりであったというようなお話でありました。ただ、彼から議事進行という発言は一切出ておりません。ですので、手続きにも従っておりませんし、それを議長の議事進行上の問題であるというような話に持っていかれるのはいささか議長の議事整理権を侵害する発言ではないかと、考え方をされているのではないかとというように受け止められます。地方議会運営辞典に一旦休憩暫時すべきと書かれているというような発言もありましたが、その次には、ただし書きがあろうかと思えます。その点に触れずして都合のいい部分ばかりを取り上げて議長の不手際だという指摘をするのは、これは彼にとって都合が良すぎますし、全く反省もしていないと受け止めます。また、退去命令を本来すぐ解除すべきだとおっしゃっておられますが、このような態度の方でありますし、退去命令を解除すべきであったかどうか、それは議長の判断によりますが、そのあたりの判断をされた議長のお気持ちは推して知るべきであります。

以上の理由から懲罰を科すべきでありますし、その科される懲罰は陳謝が妥当であると考えます。以上です。

近藤委員

私の方から、前回の懲罰委員会でもお話しましたが、今回の件はですね、懲罰は科す必要ないということで、まず回答させていただきます。前回もお話したんですけども、我々も議員で一般質問でいろんな発言をしますけども、いろんな自分の思い、自分の考え方、中には想像という言葉を使ってはいけませんけども、そういった話をいくらでもしてですね、一般質問で過去に我々も何回かそういう発言しまして、まず第一点のですね、先般も発議者に質問したんですけども、例えばC B Cテレビに誰がリークしたかということに対して、事実根拠のない虚偽発言と言わざるを得ませんと、明らかにこれは虚偽だということで断定されておってですね、その断定の根拠が全く先日

の会合では、野口委員から発言なかったものですから、こうい  
ったことですね、事実確認せずにこういう文書出されて大変  
残念だと思います。

それから二点目のですね、議事進行を妨げということで、実  
際全部我々もずっとそのときの記憶を全部鮮明に覚えている  
わけではございませんが、確かに発言をされまして、議長から  
退去命令を命じられたということで、そこでもう既に処分を受  
けているという判断で、今回は動議に値しないということで私  
の意見を申し上げます。

原委員長

他にご意見ありませんか。

(意見なし)

原委員長

続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

藤川委員

討論させていただきます。栗津議員に懲罰を科すことに賛成  
の立場で討論をさせていただきます。まず、9月12日の一般  
質問の栗津議員の発言についてですが、コロナ療養施設開設に  
あたっての全員協議会で、市長の発言の議事録から削除されて  
いると栗津議員は述べられておりました。しかしながら、この  
全員協議会の会議録から発言が削除された形跡は確認できま  
せんでした。栗津議員は先ほどの一身上の弁明の中で、少なく  
とも栗津と言われたことは確信しているというお話がござい  
ましたが、議事録を見ますと、市長発言ですが、当該市議会  
議員がおっしゃったというような表現で出ております。この辺り  
を勘違いされているのではないかとというようなところはござ  
いますし、そのあたりの経緯、議事録が削除されていないとい  
うことが確認をされます。

もう一つ、C B Cテレビに誰がリークしたのかという発言で  
あります。栗津議員の発言は、議員が療養施設を視察した経緯  
を羽島市側から県当局に許可したかどうか尋ね、その後C B C  
テレビに誰がリークしたのかと述べられております。この関係  
ですが、発言を読み解きますと、議員が療養施設に視察した経  
緯について、羽島市側から県当局に許可したかどうかを尋ね  
て、その後C B Cテレビに誰がリークしたのかとつながって  
おりました、羽島市側は県当局に視察許可の有無を尋ねた後に誰  
がC B Cテレビにリークしたのかと羽島市側の関与を疑う発  
言と解されます。これを個人的な思いで出たものだと弁明する  
発言もございましたが、いくら個人的な思いであれ、人を疑っ  
て根拠不確かな発言をされるというのは、議場においてふさわ



しくない発言であります。

次に退去についてであります。栗津議員本人もおっしゃっておられました。退去処分となったところで既に懲罰を受けているというご発言がございました。つまり彼の行為は懲罰に値すると本人も自覚をされているのではないかと見受けられますが、では退去処分が果たして懲罰に値するのかどうか、退去という措置自体が処分に値するのかどうかということであり、彼の行動を振り返りますと、山田議員の質問中、議長は栗津議員の不規則発言に対して複数回注意しています。少なくとも3回は栗津議員の名前を示して注意をしております。退場となる直前には、名指しの注意を受けてもその不規則発言を続けておりました。議事進行の妨げとなっていたことは明らかであります。また、その退去処分が二重懲罰となるかどうかといった観点であります。退場となったのはあくまでも議長が議事整理権を行使し、その職責を全うするために必要であった措置であり、懲罰ではありません。不規則発言を繰り返して議事を妨害し、議長の議事進行に従わないどころか異を唱えたことは、議長の議事整理権、秩序保持権を侵害する行為であります。そうした行為を行ったことは事実であるにもかかわらず、先ほどの弁明において謝罪の言葉を聞くことはありませんでしたし、また議長の不手際であるといったような発言もございました。以上の理由から、9月定例会における栗津議員の行為、そして彼の認識につきましては、羽島市議会の品位を貶める行為であり、陳謝に値するものと判断いたします。以上であります。

原委員長

他に討論はありませんか。

南谷清司委員

私も懲罰動議を出した立場ですので、懲罰を科すべきということに賛成という立場で討論をさせていただきます。議員に懲罰を与えるという大変重大な重い話ですので、ちょっと丁寧に意見を述べさせていただきます。

議会は議会自らがルールを定めて、そのルールに従って品位を保ちつつ議論をする場だと思っております。そして、議場では議員からの選挙で選ばれた議長の議事進行に従うことが公平な議論を担保しております。地方自治法104条にもその旨が定められているところです。しかし、人間のやることなので多少の混乱は起こりうるでしょうし、お互いに許しあうことも必要なことは確かです。そのことはよく理解をしています。とは言っても、繰り返しのルール違反やその程度が徐々に激しくなることを見逃すというようなことは、議会に対

する市民の信頼を知らず知らずのうちに落としてしまうことにつながるのではないかと心配をしております。やむを得ず若干のルール違反は許容するとしても、そこには一定の許容範囲があるべきだと考えております。この懲罰委員会ではその許容範囲がどこまでなのか、これを判断するということが重要なポイントになるのだらうと思っております。今回は山田議員の一般質問中のわずか20分間でしたが、その20分弱の間に議長が16回ほど静かにしてくださいと議場に対して注意を発するよう状況でありました。平均すれば、1分ちょっとごとに静かにしてくださいと議長から注意があったという状況です。これは短時間にルール違反が何回も何回も繰り返され、議会が混乱していたという状況と言えると思います。そのような状況の中で、議長から指名による注意が2人の議員に対して合計で4回与えられました。そのうちの1人は指名での注意を1回受けて議長の許可を得ない発言を控えられたと、そのように承知をしております。しかし、栗津議員は20分間ほどという極めて短時間の間に繰り返し名前を指名して3回もの注意を受けたんですが、その注意を無視して、議長の許可を得ない発言を辞めることなく続けました。その結果、議場の秩序を維持するためにやむを得ず、地方自治法に基づき、議長から議場外への退去が命じられたということです。これは懲罰が与えられたということではなくて、議場の秩序を維持するための緊急避難的な措置というべきものであると考えております。このような、議長から16回ほど静かにしてくださいという注意が発せられている異常な状況の中で、さらに議長から栗津議員を指名しての3回の注意が与えられたにもかかわらず、議長の許可を得ない発言を繰り返し続けたことは、明らかに栗津議員が自らの意志で議事妨害を続けたのであり、羽島市議会会議規則第152条の議事妨害の禁止に違反をしていると考えています。また、16分間ほどに3回も与えられた議長からの注意を故意に無視して議長の発言の許可を得ず発言をすることは、議会の品位を失墜させるものであり、羽島市議会会議規則第150条の品位の尊重に違反をしていると考えております。

さらに、9月議会の栗津議員の自民クラブ代表質問で、根拠や情報の出典を示すことなく、全員協議会で市長の発言が議事録から削除された。羽島市がCBCへリークしたと市を貶めるような、市民に感じさせてしまうような、市民にそう思わせてしまうような発言をしたことは、議会の審議に対する市民の信用を著しく失わせる言動でもあり、品位の尊重を定める羽島市議会会議規則第150条に違反していると考えております。

このように規則違反の回数、頻度、対応からして、また先ほ

	<p>どの弁明の内容からしてですね、明らかに今回の行動は許容範囲を超えた重度の違反であると考えられます。よって、議会として毅然とした対応をすべきと考えております。以上の事由により栗津議員に懲罰を科すべきと考え、その懲罰としては、はじめを明確にするために、陳謝が適当であると考えております。以上です。</p>
原委員長	<p>他に討論はございませんか。</p>
近藤委員	<p>先ほど私の方から二点お話しましたけれども、まず事実根拠のない発言と言わざるを得ない、これは裏付けが全くないということと、それから栗津議員が発言したときに、議長から退去を命じられたということで、これで済んでいると思いますので、懲罰に値しないということで反対いたします。以上です。</p>
原委員長	<p>討論はございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
原委員長	<p>討論を終了します。</p> <p>これより採決します。まずは、本件は懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決します。栗津明さんに対し、懲罰を科すことに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(懲罰を科すこと賛成の委員挙手)</p>
原委員長	<p>挙手少数であります。よって栗津明さんに対して懲罰を課さないことに決定しました。</p> <p>以上で懲罰についての協議を終了いたします。</p> <p>続いて、その他何かございませんか。</p> <p>(特になし)</p>
原委員長	<p>議長さん、何か。</p> <p>(特になし)</p>
原委員長	<p>では皆さんよろしく申し上げます。これで懲罰特別委員会を閉会します。なお、委員長報告についてはご一任願います。ご苦労さまでした。</p>

	【散会 = 午後 0 時 1 0 分】
--	---------------------